誓 約 書

別府市長 様

【求職活動者】 住 所氏 名児童との続柄

保育事由の求職活動の証明について下記の通り誓約いたします。

記

- 1 子どもが施設に入所または事業の利用を開始しましたら求職活動を行い、 入所日または利用開始日から起算して90日を経過する日が属する月の末 日までに、月64時間以上の就労をいたします。(入所または利用中の場合 は退職日の属する月の翌月1日から起算して90日を経過する日が属する 月の末日まで)
- 2 1の期間内に、勤務先から就労証明書をもらい、別府市に提出いたします。
- 3 1で行う求職活動の活動内容について記録し、また活動内容等その事実を 証明する書類(面接の案内や結果通知等の写し等)を保管し、別府市から求 められた際は活動内容を報告します。
- 4 1~3の事項が遵守されなかった場合には、当該月末で施設等利用給付認 定が終了し保育料または利用料が無償化の対象とならない決定を受けても 異議申し立てはいたしません。
 - ※求職活動とは、起業の準備、求人への応募、面接等のための企業訪問、採用 試験の受験、個別相談が可能な企業説明会の参加等をいいます。ハローワー クやインターネット、雑誌等での求人情報の閲覧、問い合わせは除きます。